

## 第 4 3 号議案

亀岡市個人情報保護条例及び亀岡市情報公開条例  
の一部を改正する条例の制定について

亀岡市個人情報保護条例（平成 1 2 年亀岡市条例第 3 7 号）及び  
亀岡市情報公開条例（平成 1 2 年亀岡市条例第 3 2 号）の一部を改  
正する条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 2 月 2 1 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市個人情報保護条例及び亀岡市情報公開条例  
の一部を改正する条例

（亀岡市個人情報保護条例の一部改正）

第 1 条 亀岡市個人情報保護条例（平成 1 2 年亀岡市条例第 3 7  
号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に  
関する法律（平成 1 5 年法律第 5 9 号）第 2 条第 1 項」を「個人  
情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 2 条第 9  
項」に改める。

第 3 4 条第 1 項第 1 号中「第 5 2 条第 1 項」を「第 5 2 条」に  
改める。

（亀岡市情報公開条例の一部改正）

第 2 条 亀岡市情報公開条例（平成 1 2 年亀岡市条例第 3 2 号）の  
一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 号ウ中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護  
に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 9 号）第 2 条第 1 項」を「個

人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

亀岡市個人情報保護条例及び亀岡市情報公開条例  
の一部を改正する条例案要綱

- 1 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の廃止及び統計法の一部改正に伴い、所要の規定整備を図ること。
- 2 この条例は、令和4年4月1日から施行すること。